

皇學館大学研究開発推進センター紀要 第一号
平成二十七年三月二十五日発行（抜刷）

資料紹介

「大主家文書」について

千
枝
大
志

「大主家文書」について

千 枝 大 志

□ 要 旨

本稿の目的は、皇學館大学研究開発推進センター史料編纂所が所蔵する「大主家文書」なる百点を超える伊勢御師大主家に関係する古文書について、その書誌的な概要と、同文書のうち、慶長年間（一五九六～一六一五）までの主な古文書を写真画像と史料翻刻により紹介しつつ、あわせて、中世から近世における大主家の存在形態について言及することにある。とりわけ大主家に関する研究については専論がほとんど無いこともあつてか、未だ不明瞭な実像であるため、本稿では今後の「大主家文書」の活用の便を図るため、大主家の本拠地をはじめ、一族や檀那場（檀所）の構造などの同家を理解する上での基本事項について若干検討した。

その結果、大主家は、十五世紀後半より伊勢神宮外宮前町山田の八日市場町を拠点とした度会・荒木田両姓ではない異姓家の外宮側の伊勢御師（旅館を経営する旅行代理業者と伊勢神宮神職とを兼務した今風にいえば総合エージェンシーのような職種）であつた。大主一族の檀那場については、中世末期段階では、計七箇国（三河・近江・山城・伊勢・大和・河内・美濃）からなり、それを近世中期段階の主要な檀那場（甲斐・紀伊・越前・近江・

美濃・三河・伊賀の計七箇国）と比較すると、近江・三河・美濃の各国が、中世末期から近世中期まで一貫した檀那場であつたといえる。

一方、大主家の伊勢御師としての活動以外にも注目すると、大永年間（二五二～二八）に本拠地を八日市場町内の坂之世古から横橋へと移しているが、その動機としては、十六世紀初頭からの商業座の購入にみられるような山田の主要市場である八日市場への積極的な参入意識、すなわち多角的な経済活動がその背景にあつたと推察できる。

また、大主家の一族構造としては、文禄三年（一五九四）から延宝五年（一六七七）までは二家独立の構造だったが、貞享元年（一六八四）から安永六年（一七七七）年までは三家、それ以降は二家となることを指摘した。

□ キーワード

「大主家文書」・伊勢御師大主大夫・山田八日市場町・本拠地・一族構造・檀那構造

一 はじめに

本稿は、皇學館大学研究開発推進センター史料編纂所が所蔵する「大主家文書」なる伊勢御師関係古文書について、その概要と、その史料群のうちの中世文書を紹介し、あわせて、中世から近世における伊勢御師の存在形態について若干検討することを目的としている。

後述するように、この「大主家文書」は、伊勢神宮外宮門前町である山田、とりわけ八日市場を主たる本拠地とした度会・荒木田両姓ではない、いわゆる異姓家の外宮側の伊勢御師である大主大夫（これ以降原則、大主家と略記）に伝来していた文書群であり、既に『三重県史』においても中世文書分の翻刻がなされている【三重県二〇〇六】。

では、大主家の生業である伊勢御師とは、どのような職種なのであろうか。まずはその点を概略しておく、伊勢御師は、各地に自己の檀那へ伊勢神宮両宮の御祓大麻や土産などを配って伊勢信仰を広め、また、伊勢参宮を勧誘・斡旋し、さらに伊勢参宮客を両宮門前町宇治山田で営む旅館へ宿泊させることを職としていた【伊勢市二〇一一】。いわば、旅館を経営する旅行代理業者と祈祷業を行なう伊勢神宮神職とを兼務した今風にいえば総合エージェンシーのような職種であった。伊勢御師と檀那の間には、師檀関係と呼ばれる一種の専属契約が成立するのだが、それは一旦締結をみるとよほどのことがない限り解消されるものはなかった。そして、師檀関係が地域単位で結ばれた場合、伊勢講や神明講と呼ばれる講が組織されることも多く、講中の伊勢参宮の際には、決められた伊勢御師の家に宿泊するのが通例となっていた。全国の檀那は伊勢御師に、両宮への五穀豊穡・武運長久などの祈祷や神楽執行を頼んだのであり、そのため、いわばその報酬として伊勢御師のもとには神楽料や初穂料などの莫大な金品が集積されて

いくこととなった。

つまり、伊勢御師は、その存在自体、門前町宇治山田を経済的発展させるための主要素の一つとして機能していたのである【西山一九八七】。

二 伊勢御師大主家の存在形態について

I 中世段階での大主家の居住地と檀那構造をめぐって

伊勢御師大主家は、既に中世末期の段階で山田における有力な一族であることが史料上確認できるため、伊勢御師を対象とする研究者の間ではよく知られた存在ではある【西山一九八七】。ただそれでも、管見の限り、大主家に関する研究は中世伊勢国の屋号所有者の貴重な一例として大主家を取り上げる伊藤裕偉氏の業績【伊藤二〇〇七】以外には纏まった研究はほとんど見あたらないなど、未だマイナーな扱いの存在といえよう。そのため、ここでは、本文書群の史料的価値を理解する上でも、伊藤氏の業績を参照しつつ、大主家の実像について若干ではあるが言及したい。

さて、伊藤氏は「大主屋の系統は、付けられる字によっていくつか存在する。史料上確認できるのは、「宗左衛門」・「宗次郎」・「又六」の系統が指摘できる。ただし、時間的に長いのは宗左衛門のみで、宗次郎・又六については長命の同一人物である可能性もある」と大主家を三系統に分類している【伊藤二〇〇七】。このように同氏は中世段階の大主家は三つの一族分化を図った、すなわち一族構造は三家のように理解しているようである。

しかし、現状で系図が確認できない大主家にあつては、あくまでもこれは分析上の伊藤氏独自の分類であり、当該期の実態を必ずしも示しているわけではないことに留意しておきたい。すなわち、大主家の一族分化の実像を理解するためには同一史料内での大主姓の数を把握する必要等が生じる。

そのため、まずは十六世紀末期段階の大主一族の存在形態をみるために文禄三年（一五九四）の『太神宮御師人数之帳』（神宮文庫蔵）を利用すると、大主姓の伊勢御師が上中之郷町に「大主新左衛門」、八日市場町に「大主源左衛門」が確認できる（表①も参照）。

また、寛永二十年（一六四三）の山田の宗門改関係史料である『吉利支丹御改之時郷々請状取申帳』（神宮文庫蔵「来田家旧蔵資料」）によれば、同年時点で、八日市場町に大主五兵衛と大主三太郎の大主姓の二名が確認できるが、上中之郷町には大主一族は存在していない。さらに後述するが、寛文二年（一六六二）時点での山田の有力者名と居住地が判明する絵図（個人蔵『廿三番 山田町之絵図』）には、八日市場町横橋にのみ「大主宗左衛門」と表記されていることが象徴的なように（表②参照）、基本的には大主一族は八日市場町のみに住居が認められる。以上を勘案すると、文禄三年時点で大主姓の人物が上中之郷町にも確認できるということは、一時的な動向であった可能性が高いと考えられるが、それにしても、大主家の本拠地というべき八日市場町以外にも一族が存在していたということとは、それ自体が十六世紀末期段階で既に大主一族が分家を輩出したことを暗示するものといえるため特に重要と考える。

では、大主家はいつから本拠地である八日市場町の住人になったのか、また、伊勢御師としての活動はいつから始まったのかを考えてみると（表③参照）、明応七年（一四九八）に曾孫世古の馬瀬与二郎が六貫文で購入した近江国の檀那場（檀所）は本来、「さかのせこそうさへもん宗次」の所有だったが（神宮文庫蔵『輯古帖』）、この売主が大主一族であった。すなわち彼は、山田八日市場町の「坂之世古」に住居した大主屋「宗左衛門宗次」だったのである。居住地表記として、坂之世古を冠している以上、大主家は坂之世古を本拠地にしており、同時に、十五世紀末には八日市場町（坂之世古）の伊勢御師として存在していたことは明らかである。

「大主家文書」について（千枝）

ただ、そうなると少し気になる点も浮上する。それは、大主家の本拠地は十七世紀以降、八日市場町の横橋であることは先述したが、同じ八日市場町内とはいえ、横橋と坂之世古とは若干離れており、いずれかの時期に坂之世古から横橋へと本拠地を移したと想定されるからである。そのため、史料上から居住地表記の时期的変化をみても、坂之世古の表記は明応七年（一四九八）「さかのせこそうさへもん宗次」から大永四年（一五二四）「坂世古宗左衛門尉」（神宮文庫蔵『古文書 神領二関スル文書』）、までの二六年間、また、横橋の表記は大永七年（一五二七）「横橋又六」（大主家文書）から永禄六年（一五六三）「横橋宗左衛門尉」（神宮文庫蔵『古文書』）までの三六年間確認される。

この問題について、伊藤氏も本拠屋敷地を坂之世古から享禄二年（一五二九）以降に横橋へと移したことを言及し、また天文十二年（一五四三）に多米田にも屋敷地があることに触れ、さらに永禄五年に慶徳平衛門尉家経から大主屋が横橋の屋敷（元々は伊賀屋から慶徳家経へと譲渡された屋敷）を買得したことを示す屋敷売券（『古文書』）を重視する【伊藤二〇〇七】。

しかし、大主家が横橋に住居地を有しているのは、伊藤氏の指摘を若干遡る大永七年には少なくとも存在しているのは明らかであり、そして少なくとも大永四年までは坂之世古にも屋敷は存在している。

以上を勘案すると、大主家は少なくとも大永四年から同七年までの間に本拠地を坂之世古から横橋へと移したといえるのであり、永禄五年時の横橋の屋敷買得については本拠移転を裏付ける象徴的事例と再度位置づけできる。中世の八日市場町内では、一ヶ月に三回、八のつく日（八・十八・二十八）に定期的に三斎市である八日市が開かれているが【千枝二〇一一】、坂之世古よりも横橋のほうが市庭に近接しているため、恐らく、大主家が本拠地を移転した契機のひとつとして、八日市庭への積極的な参入意識があったことが考えられ、十六世紀初頭から同家が商業座を複数獲得していることもその徴証といえよう。

ともかく以上から、大主一族が十七世紀以降に続く本拠地の獲得を開始したのは大永年間であったといえる。つまり、横橋を名乗る初見事例となる「大主家文書目録」No.1-5（これ以降、単に数字のみで略記。なお書誌情報は後述し、目録自体は本号に掲載）の中世文書が「大主家文書」に含まれていること自体、貴重なことといえるのである。そもそも、1-5は米屋太郎左衛門弘延なる者から横橋に住む大主又六が二百貫文で屋敷を購入したことを示す売券の案文である。この屋敷の在所は不明なものの、恐らくは八日市場町内であると思われるが、購入価格としては破格であるため、移転先である横橋での拠点の一つになり得る屋敷であった可能性は高い。

また、売主は米屋なる商業屋号を持ち、実名は弘延であったが、1-6では三河国の檀那を売却する下馬所大たけ彦七郎弘延なる同名の伊勢御師が確認できる。

よって、この人物の実像を考える上でも、次に主として、1-6といった大主家の檀那に関係するいわゆる中世伊勢御師道者売券（これ以降、道者売券と略記）などを用いて【伊勢市二〇一一】、中世段階での大主一族の檀那はどこに存在していたのかをみていきたい。まずは弘延についてであるが、1-5では大永七年時点で米屋太郎左衛門、1-6では享祿二年時点で下馬所大たけ彦七郎、という名乗りとなっているが、同じ文書群に含まれることや、同じ宛先（横橋の大主屋又六）であること、さらには弘延と同名であることを勘案すると、米屋太郎左衛門と下馬所大たけ彦七郎は同一人物であると判断される。したがって、弘延の具体像としては、中世末期には市場（五日市）や魚座（中座）が設置されるような山田の商業中心地の一つであった下馬所【千枝二〇一一】を本拠として米屋を経営し、さらには伊勢御師としても活躍する「大たけ」姓を冠した人物であったと復元できよう。つまり、大主又六は、いわば山田の有力米商である大たけ家から八日市場（横橋）の屋敷と三河国の檀那を買得したと考えられるわけだが、具体的にどこを購入したかといえれば、三州郡吉良庄、現在の愛知県幡豆郡吉良町を中

心とする西尾市を含む地域の檀那であった。管見の範囲では、中世段階で大主家の三河の檀那を示す史料は、道者売券では1-6しか存在しないが、それ以外では三河国吉良三川の檀那を抵当とした享祿六年（一五三三）の質入証文（1-7）や、天文二十年（一五五二）の三河国八名郡神谷御厨上分米売券（1-8）といった文書も「大主家文書」には含まれている。

これらを踏まえると三河国は中世段階での大主家の重要な檀那場の一つであったことは明らかである。

他にも、「大主文書」には含まれていない道者売券からは、近江・山城・伊勢・大和・河内の計五箇国に檀那が中世段階で存在していたことがわかる（表③参照）さらに道者売券のみならず、「大主家文書」所収の御供米田の年貢に関する史料（1-9-11）から、中世段階で大主家は美濃国にも檀那場があったことがわかるが、これも同家にとって重要な存在であったと考えられる。

したがって、大主家の中世段階の檀那構造を国単位でみると、三河・近江・山城・伊勢・大和・河内・美濃の計七箇国にも及んでいるため、同家は少なくとも十五世紀後半時点で伊勢御師業を営み、伊勢国及びその周辺の地域に檀那場を展開していたと評価できるのである。

II 近世段階での大主家の居住地と檀那構造をめぐって

ここではIで判明した中世末期の状況を加味しつつ、近世の存在形態を若干検討しておきたいが、まずは居住地等の問題である。既述したように寛永二十年（一六四三）、すなわち十七世紀初期時点の宗門改関係史料上で二名がみえることは当該期には大主姓を名乗る主要な一族は二名しか存在していなかったことの微証とみなすことができる。

また、『廿三番 山田町之絵図』（個人蔵）といった寛文二年（一六六二）頃の伊勢山田の景観を示す絵図には、いわゆる寛文撰末社再興時の貢献者と目される

大宮司以下の有力者の居住地が記されているが(表②参照)、そのうち、八日市場町横橋には「大主宗左衛門」と大主家の人物がみえる。表①をみればわかるように十七世紀後半時点では伊勢御師としての大主家は三家確認できるが、『廿三番 山田町之絵図』等の十七世紀後半の絵図においては大主家としては横橋の「大主宗左衛門」しか記されていないため、恐らく、「大主宗左衛門」が大主家本家に該当する。また、大主家自体、十七世紀後半には「三方脇」なる近世山田における特権的家格であるいわゆる「三方家」に準じるような特権的な地位を有していたが、それは元和年間までは遡及し得るものであった【伊勢市二〇一三】。

ただ、表①をみればわかるように延宝五年(一六七七)までは大主姓を有する伊勢御師は二家しか存在していないものの、続く貞享元年(一六八四)からは三家に増加している。同表からは、いわば大主三家体制は、概ね安永六年(一七七七)まで継続していることが読み取れるが、その後、同九年からは以前の二家体制に戻っている。これについて、安永五年の『山田師職銘帳』(神宮文庫蔵)にある大主源左衛門の記述には「此源左衛門絶家二付師職株親類同町慶徳三郎大夫預り支配いたし候旨安永六年丁酉年七月町より申出ル」と、大主源左衛門家が絶家したことが追記されているため、やはり、安永六年を契機に大主家の一族構造は変化していたのである。

では、大主三家体制の最終年次といふべき安永六年の実像をみると、この時点で、大主姓の御師は八日市場町の年寄家として、御祓銘を三銘(横橋幸福大夫・大主徳夫大夫・大主大夫)持つ大主織部家と、二銘(大主大夫・大主長左衛門)の大主美濃家、さらに一銘(大主源左衛門)の大主源左衛門家の三家が確認できる(神宮文庫蔵『外宮師職諸国且方家数改寛』)。次に、同年時点での大主一族の檀那構造等を窺うと、まず、大主織部家は、計一万九千五百十二軒の檀那を持ち、その主要檀那場の内訳として、甲斐国が一万五百軒、紀伊国が五千二百軒、越前国が千百五十軒とみえるから、それ以外の国には二千六百六十二軒の檀那を有し、

さらに他にも大名家四家(堀大和守・内藤外記・内藤十治郎・内藤新五郎)と師檀関係がある。また、大主美濃家は、計八千二百五十一軒の檀那を持ち、その主要檀那場の内訳としては、四千二百軒の近江国、千八百八軒の美濃国、千五百軒の三河国があるから、それ以外の国には七百四十三軒の檀那がある。さらに、大主源左衛門家は、主要檀那場としては美濃国に千六百八軒、伊賀国に七百九十六軒、を有しているため合計で二千四百四軒の檀那があることになるが、記載上では二千三百六十二軒となっている。

大主三家の檀那数から特徴をみると、総檀那数は、最大が織部家、最小が源左衛門家となるが、先述したように源左衛門家はこの安永六年に絶家しているため、檀那数からも没落状況が読み取れる。また、織部家の檀那には大名家、すなわち特別待遇の檀那も含まれている。よって、同年時点では大主三家のうちでは大主織部家が最も有力であったといえる。

また、大主三家の主要檀那場をみると、最も多いのは、織部家が甲斐国、美濃家が近江国、源左衛門家が美濃国であり、最も少ないのは、織部家が越前国、美濃家が三河国、源左衛門家は伊賀国、となっている。

さらに安永六年時点での主要檀那場は、美濃家の近江・三河両国、美濃・源左衛門両家の美濃国、といった計三箇国については、中世末期までの檀那場と一致している。よって、少なくとも近江・三河・美濃の各国については、中世末期から近世中期までは檀那場として大主一族(とりわけ美濃・源左衛門両家)が所有していたといえ、「大主家文書」にも十九世紀代を中心に近江国の檀那関係史料(10・11・14・20・23・31)が多数含まれている。

それに加え、大主織部家の所持する檀那場でも、越前国については、元和元年(一六一五)十一月六日付で大主又左衛門尉宗勝なる大主一族の人物が作成した越前国一乗谷の山崎氏(朝倉氏旧臣)をめぐる檀那争論に関する書状(神宮文庫蔵『退蔵文庫旧蔵古文書』)には「越前之国一乗之山崎殿御師職之儀貴殿と我等

出入雖有之福嶋出雲守殿谷左馬助殿三頭源兵衛殿御あつかひを以山崎殿御師職ハ其方へ相渡し申候然上者一類共ニ末代ニ至リ我等申分無御座候仍為後日如此候」とあることから、少なくとも十七世紀初頭には檀那場として成立していたことは明らかである。また、「大主文書」に含まれる享保十二年(一七二七)五月七日付で伊藤八郎右衛門他大主大夫家来計五名が大主長左衛門宛に作成した大主両家の合宿引分けに関する一札(2-14)にも「長左衛門殿古来より持分之越前御旦所茂去年売払両家入用ニ仕候へハ合宿以後出来申候」とみえることから享保十一年頃までは大主一族である大主長左衛門なる人物が越前国を檀那場としていたようである。このように大主家にとって越前国も十七世紀初頭から十八世紀初頭にかけて重視されていた檀那場であった。

一方、安永六年時点でみられる甲斐・紀伊・伊賀の三箇国はそれ以前にも大主家の檀那場であったことが現状では確認できていない。但し、甲斐国については、大主一族が有する御祓銘には甲斐武田氏を檀那にするなど同国を主たる檀那場とした伊勢御師幸福大夫【伊勢市二〇一一】を冠したものも含まれるため(表①参照)、あるいは幸福家からの譲渡によるものであった可能性もある。いずれにせよ詳細は不明と言わざるを得ず、今後の課題としたい。

Ⅲ 折袴業以外の大主家の主な経済活動

ここでは大主家の檀那把握、すなわち本業である折袴業以外の経済活動の主要なものを紹介しておきたい。

まずは中世段階での様相を扱う。大主家は中世後期以降、大永六年(一五二六)に米座(『古文書 神領二関スル文書』)、享禄五年(一五三三)に糊座(『古文書 神領二関スル文書』)、天文十一年(一五四二)に紙座(『古文書 神領二関スル文書』)といった様々な商業座を外宮前山田の自治組織山田三方に座役銭を支払うことで三方から加入認証を受けている【千枝二〇一一】。残念ながら、関連史

料が絶対的に不足しているため、これらの商業座の具体像は不明ではあるものの、恐らく拠点としていた八日市場での商業取引面において、大主家がこれらの座の権利を持つていること自体、非常に経済的に有利に働いたことであろう。また、想像をたくましくすれば、先述したように、大たけ弘延から屋敷を購入できたのは米座、すなわち米取引で生じた機縁からかもしれないし、紙座の獲得は、檀那場としての美濃国(1-9-11)と美濃紙との関係性がその背景にあったからかもしれない【千枝二〇一一】。

さらに、米座加入の際には「八日市 大塗師屋宗左^{衛門}門殿」と山田三方に認証され、この「大塗師屋」の呼称屋号から本来の生業が塗師業であったことが髣髴できる。伊藤氏もこのことについて、「元は塗師、つまり漆器生産に携わっており、そこから分家(のれん分け)などを経る中で増加し、「大」を付けることで他との区別を図った」と言及・評価している【伊藤二〇〇七】。

加えて、大主家は、天正八年(一五八〇)には大主屋宗左衛門宗能が京三条伊勢屋五郎左衛門宛に発行した黄金(百一文目二分五厘)の為替も現存していることから伊勢参宮用の為替発行にも関与しているが(『古文書 神領二関スル文書』)、大永元年時点で山城国の檀那(「西七条朱釈迦小路、其外京内より我々方へ御付候分を一円」【『輯古帖』】)を持っていたことも為替発行等の信用取引面で重視できよう(表③参照)。

次に近世段階での様相にも若干言及しておきたい。大主家は、全国的にも著名な地域紙幣である山田羽書【松阪市立歴史民俗資料館二〇一五】の発行にも関与しており、例えば、元禄十年(一六九七)段階での八日市組(組頭は山村丸右衛門)の羽書株仲間として大主半三郎の名がみえ(個人蔵「永田家文書」)、この発行主名は十九世紀に至っても同組(但し組頭は坂市左衛門に変化)で確認できる。ちなみに、大主半三郎自体が発行主名となった山田羽書の現物(個人蔵)の券面表側下部(異儀判)をみると、「大奴志半三郎」の表記となっている(但し裏側

下部の組判では大主半三郎銘である)。

ともあれ、大主家が中世末期から多角的な経済活動を展開した有力な伊勢御師であったことは、以上からも明らかである。

三 まとめにかえて

「大主家文書」を理解する上での参考としての基礎的考察は以上であるが、次に同文書自体の書誌的な情報に若干触れることで、本稿のまとめにかえたい。

「大主家文書」は史料編纂所が作成した「大主家文書目録」によれば、種別としては百種類の史料(親番号は1から54まで)からなる史料群であるため、史料点数としては百点を超える。年号が記された史料のなかで、最も古い年号は大永七年(一五二七)、最新の年号は明治三十年(一八九七)であるから中世末期から近代までの史料群ということになるが、時代的に最も多い史料は近世後期のものであり、中世文書は八点到留まる。また、この史料群は、いわゆる一紙ものが大半であり、冊子ものは二十八点と非常に少ない。

内容としては、中世や近世の檀那関係の主たる史料は既に本稿の随所で使用・紹介しているが、他にも主だったものをあげれば、宮掌大内人職などの神職補任関係(51036・6112・616)、大主家の年中行事(12・13)、山田羽書株仲間関係(8114)、などといった古文書がある。

本稿は、これらの史料を一部使用し、中世末期からの大主家の存在形態を探っただけの内容であるが、それでも、同家を事例に伊勢御師の中近世移行期の実像の一端は明らかになったと考える。今後のさらなる「大主家文書」を用いた伊勢御師研究の登場を期待しつつ擲筆したい。

【主要参考文献】

- 『伊勢市史 第二卷 中世編』(伊勢市 二〇一一年)
- 『伊勢市史 第三卷 近世編』(伊勢市 二〇一三年)
- 伊藤裕偉『中世の伊勢湾岸に形成された湊津および地域の構造に関する研究』(新潟大学大学院現代社会分化研究科〔博士論文〕 二〇〇七年)
- 千枝大志『中近世伊勢神宮地域の貨幣と商業組織』(岩田書院 二〇一一年)
- 西山克『道者と地下人』(吉川弘文館 一九八七年)
- 『続・藩札と羽書—MIEのエコマネー』(松阪市立歴史民俗資料館 二〇一五年)
- 『三重県史 資料編 中世2』(三重県 二〇〇六年)

表① 外宮御師大主一族の史的変遷表

年次	西暦	大主家表記	御 職 名															備 考										
			大主大夫	横橋大夫	幸福大夫	大主幸福大夫	大主徳屋大夫	慶徳八郎大夫	大主長左衛門	大主源左衛門	三村梶助大夫	橋村帯刀大夫	高向二頭大夫	椿叟大夫	中西平大夫	堤大夫	龍松大夫		松本大夫	丸林大夫	白米織部大夫	松本館八郎大夫	郡内幸福大夫	村田大夫	老沼大夫	松木兵部	横橋幸福大夫	
文禄3	1594	大主新左衛門 大主源左衛門																									上中之郷町に居住	
延宝5	1677	大主織部 大主又左衛門 大主源左衛門																										
貞享1	1684	大主織部 大主源六 大主長左衛門																										
正徳1	1711	大主源左衛門 大主織部																										
正徳5	1715	大主乙次郎 大主源左衛門 大主長左衛門	○	○	○																							
享保9	1724	大主大夫 大主長左衛門 大主源大夫	○	○	○																							
享保12	1727	大主源大夫 大主長左衛門 大主大夫	○																									
元文3	1738	大主長左衛門 大主源大夫																										
寛保3	1743	大主源左衛門 大主織部 大主長左衛門	○	○	○																							
宝暦1~7	1751~57	大主源左衛門 大主織部 大主長左衛門	○	○	○																							
宝暦8	1758	大主織部 大主長左衛門 大主源左衛門	○	○	○																							
宝暦12	1762	大主巨 大主織部 大主源左衛門	○	○																								
明和3	1766	大主巨 大主織部 大主源左衛門	○	○																								
明和9	1772	大主匠作 大主源左衛門	○	○	○		○																					
安永5	1776	大主美濃 大主織部 大主美濃 大主源左衛門	○	○	○		○																					
安永6	1777	大主織部 大主美濃 大主源左衛門	○				○																			○		
安永9	1780	大主織部 大主美濃	○	○	○		○																					源左衛門家絶家
天明4	1784	大主弥作 大主美濃	○	○	○		○																					
天明8	1788	大主弥作 大主長左衛門	○	○	○		○																					
寛政4	1791	大主弥作 大主慶太郎	○	○	○		○																					
寛政8	1796	大主織部 大主民部	○	○	○		○																			○		
寛政12	1800	大主織部 大主長左衛門	○	○	○		○																					
文化1	1804	大主織部 大主長左衛門	○	○	○		○																					
文化5	1808	大主時治郎 大主長左衛門	○		○	○																						
文化9	1812	大主時次郎 大主長左衛門	○	○	○		○																					
文化13	1816	大主時治郎 大主長左衛門	○	○	○		○																					
文政3	1820	大主時治郎 大主長左衛門	○	○	○		○																					
文政7	1824	大主時治郎 大主長左衛門	○	○	○		○																					
文政11	1828	大主時次郎(小八郎) 大主長左衛門	○	○			○	○																				身の上不如意により家格降格願提出し以降は平師職
天保3	1832	大主小八郎(織部)	○	○	○		○	○																				織部と改名。元年寄上席。橋村宰記家来
天保7	1836	大主長左衛門 大主織部	○	○	○		○	○																				
天保11	1840	大主長左衛門 大主織部	○	○	○		○	○																				
天保15	1844	大主長左衛門(長門) 大主熊五郎	○	○	○		○	○																				大主長門と改名
嘉永1	1848	大主熊五郎(織部) 大主長門	○	○	○		○	○																				
嘉永5	1852	大主織部 大主長門	○	○	○		○	○																				
安政3	1856	大主織部 大主長門	○	○	○		○	○																				
万延1	1860	大主織部 大主長門	○	○	○		○	○																				
元治1	1864	大主織部 大主長門	○	○	○		○	○																				

※『山田師職銘』・『外宮師職諸国旦方家数改党』（共に神宮文庫蔵）より作成
 ※御職銘欄の○印は原則的に御職銘の保有を示しているが、一部譲渡済・売却済等の状況を示す箇所も含んでいる。

表② 寛文2年（1662）の山田町絵図にみえる山田の有力者

『寛永中山田郷内惣図』		『廿三番 山田町之絵図』		『山田惣絵図』	
中嶋町	北出雲	中嶋町	北出雲	中嶋の町	北出雲
辻	白米彦大夫	辻	白米彦大夫	辻	白米彦大夫
二俣ノ町	来田監物	二俣ノ町	来田監物	二俣の町	来田監物
宇良口ノ町	来田新左エ門	宇良口ノ町	来田新左エ門	宇良口の町	来田新左衛門
上中之郷町	橋村善左エ門	上中之郷町	橋村善左エ門	上中之郷	橋村善左衛門
川崎世古	橋村才右エ門	川崎世古	橋村才右エ門	川崎世古	橋村才右衛門
上中之郷町	榎倉若狭	上中之郷町	榎倉若狭	上中之郷	榎倉若狭
西世古	中西平左エ門	西世古	中西平左エ門	西世古	中西平左衛門
下中之郷町	堤左衛門佐	下中之郷町	堤左衛門	下中之郷	堤左衛門佐
下中之郷町	綿屋内記	下中之郷町	綿屋内記	下中之郷	綿屋内記
坂之世古	幸福佐治右エ門	坂之世古	幸福佐治右エ門	坂ノ世古	幸福佐次右衛門
坂之世古	福嶋伊豆	坂之世古	福嶋伊豆	坂ノ世古	福嶋伊豆
よこ橋	坂次郎右エ門	よこ橋	坂次郎右エ門	よこはし	坂次郎左衛門
よこ橋	大主宗左エ門	よこ橋	大主宗左エ門	よこはし	大主宗左衛門
八日市	幸福内匠	八日市	幸福内匠	八日市	幸福内匠
八日市	福嶋勘左エ門	八日市	福嶋勘左エ門	八日市	福嶋勘左衛門
まへノむら	村山民部	まへノむら	村山民部		
曾祢町	谷彦六右エ門	曾祢町	谷彦六右エ門	曾祢の町	谷彦六右衛門
曾祢町	二見勘三良	曾祢町	二見勘三良	曾祢の町	二見勘三良
大世古	龍石見	大世古	龍石見	大世古町	龍石見
大世古	高向源三郎	大世古	高向源三郎	大世古町	高向源三良
大世古	二見左近	大世古	二見左近		
上一志ノ町	福井三良兵エ	上一志ノ町	福井三良兵エ	一志の町	福井三郎兵衛
久保	福井与左エ門	久保	福井与左エ門	久保	福井与左衛門
宮後町	足代玄蕃	宮後町	足代玄蕃	宮後の町	足代玄蕃
西河原町	足代民部	西河原町	足代民部	西河原ノ町	足代民部
	前長官		前長官		前長官
おし世古	上部左近	おし世古	上部左近	おし世古	上部左近
おし世古	豊田宗左エ門	おし世古	豊田宗左エ門		
四津屋	堤刑部	四津屋	堤刑部	宮後町四ツ谷	堤刑部
四津屋	久志本内蔵允	四津屋	久志本内蔵允	宮後西河原町	久志本内蔵助
四津屋		四津屋		宮後西河原町	久志本縫殿助
四津屋	久志本式部	四津屋	久志本式部		
田中町	作所	田中町	作所		
田中町	松木五神主	田中町	松木五神主		
田中町	長官	田中町	長官	田中町	長官
田中町	春木主水	田中町	春木主水	田中町	春木主水
(かた町)	松木二神主	(かた町)	松木二神主	かた町	松木二神主
下馬所ノ町	山田大路美作	下馬所ノ町	山田大路美作	下馬所町	山田大路美作
岩測町	益右衛門	岩測町	益右衛門	岩測	益右衛門
岩測町	久志本左近	岩測町	久志本左門	岩測	久志本左近
岩測町	久保倉右近	岩測町	久保倉右近	岩測	久保倉右近
岩測町	久保倉助之丞	岩測町	久保倉助之丞	岩測	久保倉助之丞
岩測町	三日市帯刀	岩測町	三日市帯刀	岩測	三日市帯刀
岩測町	三日市兵部	岩測町	三日市兵部	岩測	三日市兵部
道場世古	久保倉修理	道場世古	久保倉修理	道場ノ世古	久保倉修理
岡本ノ町	上部図書	岡本ノ町	上部図書	岡本の町	上部図書
(松木)	宮司	(松木)	宮司	松木	宮司

※従来、『寛永中山田郷内惣図』は寛永年間の内容とされてきたが、内容を再検討すると寛文年間の誤り
『廿三番 山田町之絵図』は個人所蔵で他は神宮文庫所蔵

表③ 大主家関連の中世伊勢御師道者売券にみる中世段階での大主家の檀那場(檀所)

No.	年・月・日	西暦	作成	推定住所	宛先	推定住所	取引	檀所(国)	檀所等の詳細	出典
1	明応7・3・26	1498	さかのせこそう さへもん宗次	八日市場 (坂之世古)	曾祢世古馬瀬 与二郎	曾祢	売却	近江	かわらはた内〔さめと申里三郷我等知行分一円(川より上村・川より下村・一たに・二たに・後たに・源さい二郎殿・けん七殿・弥五郎殿・しやくわん平ない殿・平二郎殿・助二郎殿・助三郎殿・しやう仏・彦二郎殿)〕	輯古帖
2	永正8・10・6	1511	けはしよ若松	下馬所	大ぬしや宗さ 衛門	八日市場	購入	近江	つち田の里かうともに一円〔つち田殿一家一円・太郎さ衛門殿・まん五郎殿・まこ三郎殿(宿也)・中道殿・九郎ひやう衛門殿・二郎さ衛門・八郎ひやうふ殿・中ひかし殿・与二郎殿・□□ゑもん殿・とう太殿・三郎さ衛殿・とうしんの坊・ふるてら たいりやくしるし申候 いゑかす百五十計あり〕	道者沽券 古文書集
3	永正16・2・7	1519	宮後せい三郎・ 同善三郎	宮後	坂せ古大ぬし や宗左衛門	八日市場 (坂之世古)	購入	近江	中郡、山の前十二里〔此内四里者北郡〕、〔北之しやう里一円・しちりの里一円・ひよしの里一円・いしはの寺同かいけとも一円・いでての里一円・くわんおん寺ふ本いし寺一円・ゆつかほうおくそう一人・ぬなみの里一円〔これ北郡〕・北しやうの里一円〔北郡〕・おかの里一円〔北郡〕・せりの里こあひ殿一門一円〔これは田一段御寄進あり〕	輯古帖
4	永正18・11・吉	1521	かうふく三郎兵 衛光ひて	八日市場	大ぬしや	八日市場	購入	近江	たか之あたりつきの木同いつも殿此一家一門	大神宮故 事類纂
5	大永1・12・吉	1521	みやしり孫五郎	宮後	さかのせこ大 ぬし屋	八日市場 (坂之世古)	購入	山城	西七条朱釈迦小路、其外京内より我々方へ御付候分を一円	輯古帖
6	大永3・9・吉	1523	三日市庭大夫二 郎秀長	岩淵	坂の世古大ぬ し屋宗左衛門	八日市場 (坂之世古)	購入	近江	我等の道者一円〔道者之ある時ハきたのこほりさとハくす候一たか見ハいちゑ殿同御内□た孫四郎殿御一家衆一円一見のうらにてふる殿同御内かとりまこ五郎殿御一家衆一円一はやミのさとにてハわた久殿同御内はやみ殿御一家衆一円一たか村殿一家衆一円其外さとの数之事一あいたにさと家一円一やまたのさと一円一たかの一円一く□□一円此外あふみ之国より我等方へ御尋の方一円うり渡申候〕	大神宮故 事類纂
7	大永4・1・吉	1524	下たち八郎蔵郎 弘次	館(下館)	坂世古宗左衛 門尉	八日市場 (坂之世古)	購入	山城	西之岡久我之里一円、御宿も一円〔「こかにて一人もよの方の御たう者ハなく候」いぬ井殿御一家一円・小寺殿御一家一円・又四郎殿・与太郎殿・太郎五郎殿・与二郎殿・中殿・めいしゆはう十人ハかり一衆に候 たん之林新兵衛殿・たうせんのよつき・其外家かす宿と惣里百生方一衆七十計候 五郎二郎殿・助六殿・九郎三郎殿・弥五郎殿 おもと衆ハかり名かき候て渡申〕	古文書神 領ニ関ス ル文書
8	享祿2・5・吉	1529	下馬所大たけ彦 七郎弘延・布や ひこ七郎	下馬所	大ヌシや又六	八日市場	購入	三河	キラノ庄於我等知行一円	大主家文 書
9	享祿4・3・21	1531	同(中山対馬守) ムスメ	上中之郷	大ぬし屋又六	八日市場	購入	近江	従橋村殿我等知行之分本文書相副候て一円	三方会合 引留
10	天文6・11・吉	1537	堤源助盛吉	宮後	横橋大主屋	八日市場 (横橋)	購入	(伊勢)	岩内殿様并一家一円・とうこう殿・同御一家中	中央大学 図書館所 蔵古文書
11	天文8・10・10	1539	堤源助盛吉	宮後	横橋(大 ^(主) 屋) 宗左衛門尉	八日市場 (横橋)	購入	(伊勢)	岩内殿様并御一家一円・とうかう殿・同御一家一円・外城田之内かつ田之里より毎年米一石上分	古文書 神領ニ関 スル文書
12	天文8・12・24	1539	まへの彦衛門国郷	前野	大ぬしや宗右 衛門	八日市場	購入	(大和・河内)	(やまとの国)、たつの市・(かわちの国)、へきの内・西村しろ引へけいつれも子ハひきつけにあり候也	大神宮故 事類纂

◆「大主家文書」の紹介にあたっての凡例

- 一、本稿では、「大主家文書」のうち、原則的に中世文書を翻刻し、あわせて原本の写真を掲載した。なお、各文書にみえるナンバーは「大主家文書目録」（本号所収）のそれに準拠した。
- 一、原本の寸法（縦×横）を計測（単位はセンチメートル）し、翻刻箇所につ記した。
- 一、翻刻にあたっては、皇學館大学研究開発推進センター史料編纂所所蔵の原本を用いた。
- 一、翻刻にあたっては、原本の体裁を尊重することに努めたが、編集上、やむを得ず改めた箇所や省略箇所がある。なお、三重県史【三重県二〇〇六】の翻刻も参照し史料を読みやすくするために、読点・中黒丸、補注を適宜施した。
- 一、字体は、原則として常用漢字を用いた。
- 一、判読不能文字については□□□で表記した。
- 一、端裏書・端書・裏書は「」を付し、それぞれ注記した。
- 一、各史料名称については原則、三重県史【三重県二〇〇六】の名称に準拠したが、一部名称を変更したものがあつた。また、本号掲載の「大主家文書目録」と異なる史料名称のものも若干含まれている。

【史料翻刻】

111 松正親銀子借用証文 三〇cm×三五cm

借用申銀子之事

合六百式匁四分二リン者 但丁銀也
利平八三わり也

右之銀子ハ、大神宮御銀ヲ筑後守

借用被申候間、御知行成可を以、

来年本子共ニ、返弁可申候、もし

大法之御徳政御座候共、於此銀ニ、

別而申合候之間、すこしも無沙汰

有間敷者也、仍借状如件

慶長拾三年さるノ 松筑後守

十一月廿三日 正親（花押）

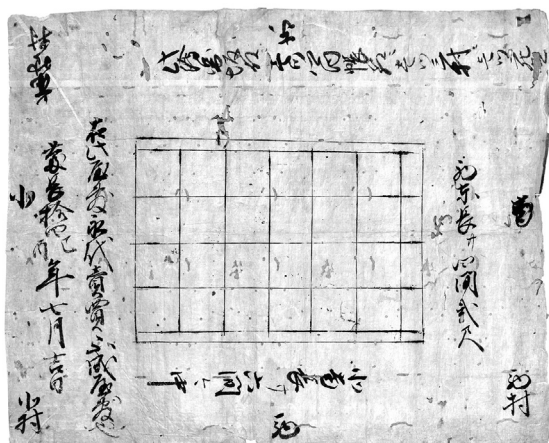
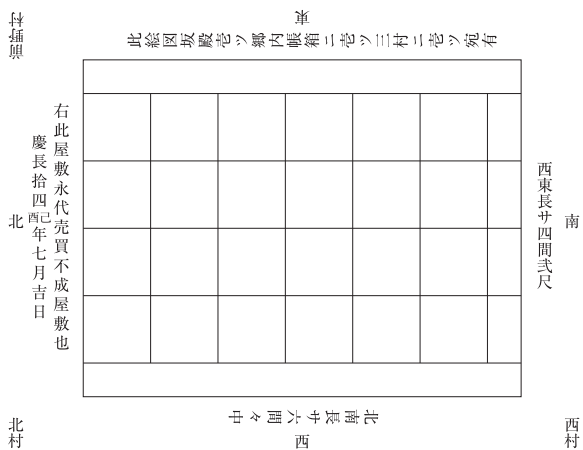
六兵衛（花押）

大神宮御師

大主源左衛門尉殿まいる



1-3 永代売買不成屋敷指図 二八・六cm X 三六・〇cm



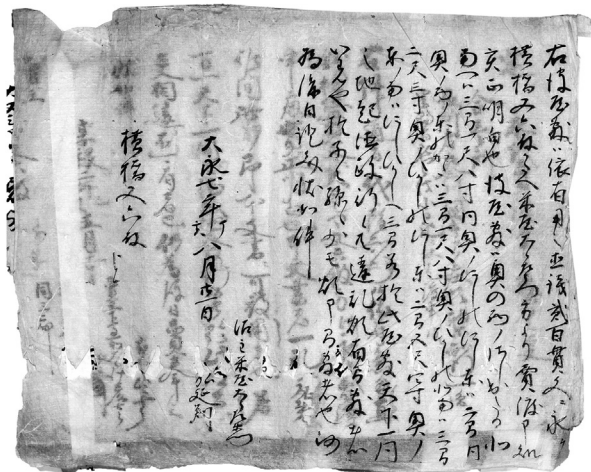
1-5 米屋弘延屋敷売券案 二九・五cm X 三六・八cm

右彼屋敷ハ、依有用々、直銭式百貫文ニ永ク横橋又六殿かたへ、米屋太郎左衛門方より、売渡申処実正明白也、彼屋敷ハ、奥の西ノつし出たる、北南へハ三間一尺八寸、同奥ノにしのにし東ハ二間、同奥ノ西ノ東のかたハ三間一尺八寸、奥ノひかしの北南ハ三間二尺三寸、奥ノひかしのにし東ハ二間五尺四寸、奥ノ東ノ南ハにしひかしへ三間、若於此屋敷天下一同之地起・徳政行候共、違乱煩有間敷者、いわんや於子々孫々少も煩申間敷者也、仍為後日證文状如件

沽主米屋太郎左衛門

弘延 判

大永七年 丁八月廿一日
横橋又六殿 まいる



1-6 大たけ弘延道者売券 二六・九cm×三七・七cm

定 永代売渡申道者之事

合巻所

在所者參川国キラノ庄、於我等知行一円、里数者懇二彼小日記二仕候て
渡申候

右件之道者ハ、代々雖知行候、依有急用、直銭拾伍貫文二大ヌシヤ又六殿方江永
代売渡申處実正明白也、本文書者一乱ニ取失候間、此ヲ即本文書ニ可被用者也、
若万一天下一同之徳政・地発行候共、於此道者ハ、更相違不可有者也、仍為後日
売拳之状如件

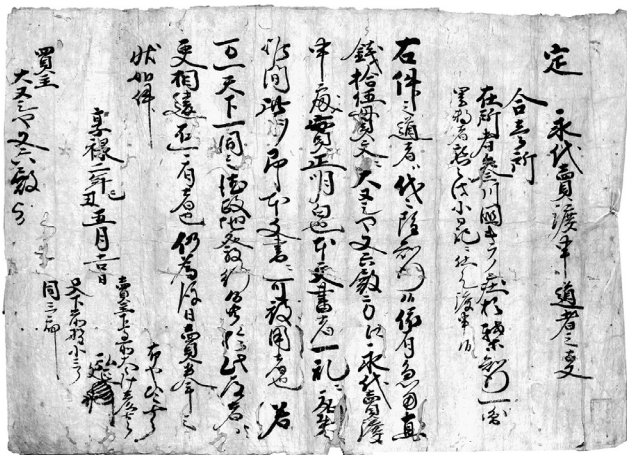
享祿二年己丑五月吉日

布やひこ七郎
売主下馬所大たけ彦七郎

弘延 (花押)

買主
大ヌシヤ又六殿 まいる

口入下前野小三郎
同 三郎



1-7 布や重弘道者質入証文 二三・六cm×一九・八cm

おゐ申代之事

返々廿日すぎ候者、此道者三里のふんなかし可申候

合四貫四百文 右しち物者

三川きら里三さと入申、一、あちはま・寺と・下村、合三さと、我等ちきやうの
ふんきら一ゑん入申候、廿日すぎ候者、なかし可申候

享祿六年

四月三日

まへの

小七殿 まいる

(裏書)

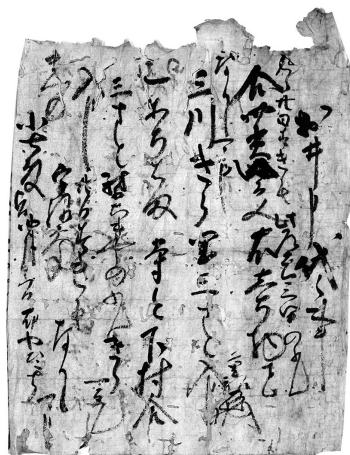
「もしく小七方いかやうの事候共、此もんしよして、さいそくあるへく候

なら

善五郎殿

田中

ひこ六殿」



重弘 (花押)

布やひこ七郎

1-18 幸福光治・同光任神谷御厨上分米売券 二七・〇cm X 三八・一cm

定永代売渡申三河国上分之事

合在所者 三河八名郡神谷御厨上分一円

右件上分者、従宮司大副殿買申候而于今当知行候、依有急用、大主屋源左衛門殿後室へ、直銭六十貫文ニ永代うり渡申所実正明鏡也、縦天下大法地起行候共、於此上分、永々違乱煩有間敷候、随而、於向後此上分儀、従何方も被申事候ハ、無紛さはき候て可進之候、本文書取失候間、以此文書、永代可有御知行者也、仍為後日證文状如件

天文廿年^辛十一月十八日

幸福世古

光治 (花押)

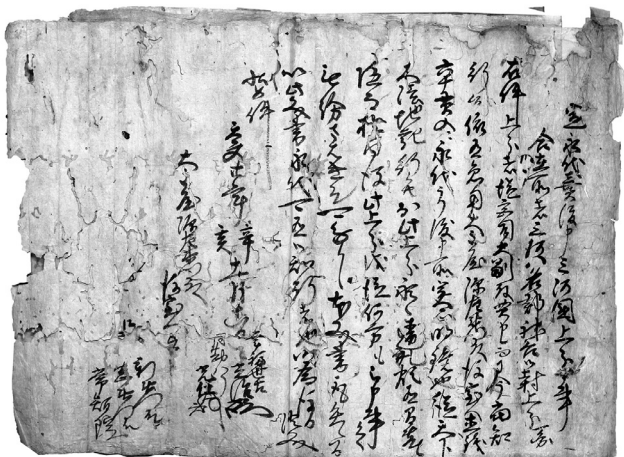
同勘八郎

光任 (花押)

大主屋源左衛門殿

後室へまいる

新衛門殿
口入 甚衛門殿
常智院



1-19 不破専光坊伊勢御供米売券 二六・七cm X 三五・七cm

定永代売渡申御伊勢御供米之事

合巻段ハ 六斗代也 有坪神領也
定米五斗此色成十銭

右件之田之儀者、依有急用、料足八百文ニ永代売渡申所実正也、但 大神宮江御供田ニ進置候上ハ、天下大法之徳政・地起行候共 余之田のうりかいニハまじく候、於子々孫々少も違乱有間敷候、自然とくせいなどの義申出候者、於子々孫々、ふかく大神宮の御はつを可蒙候、仍状如件

天文廿元年十一月十八日

水の江

ね年

伊勢大神宮

大主又六殿

参



不破専光坊 (花押)

同子高千代 (略押)

1-10 高橋重房伊勢御供米田下地売券 二六・七cm×三四・四cm

(端裏書)
「高橋の八郎兵衛殿之文書也」

伊勢大神宮御供米田ニ永代売渡申下地之事

合式段大 八俵納ハ 在坪出口大かいとうの東

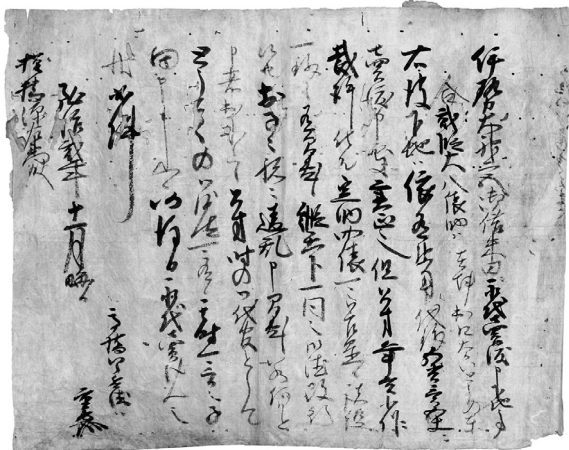
右彼下地ハ、依有要用、代錢五貫三百五十文ニ売渡申處実正也、但公方年貢小作裁許仕候て、定納四俵可被召置候、諸役一錢も有間敷候、縦天下一同之御徳政行候共、於子々孫々違乱申間敷候、若何かと申者出来候ハ、公方時の御代官として、とうそくの御沙汰可有候、其時一言之子細申ましく候、仍後日永代売けん之状如件

弘治貳年十一月晦日

横橋源左衛門殿

高橋八郎兵衛尉

重房(花押)



1-11 美濃国御供田日記 二六・四cm×九五・五cm

永代美濃之国大北坂・荒尾・大衣斐にて納可申候御供田、同年貢之事

- 一、壹石八寸 尾 式段也、有坪 神領也
- 一、 段所 御神楽錢六貫文之方ニ給候、不破之常泉坊より、小作不破之専光坊、文書有

天文八年十一月十六日

- 一、三斗二升定米成大多ひ 有作高島之西成、小作近藤与助殿、公方ハ小作人より御納所なされ候也、文書有、近藤十郎兵衛殿より給置候

天文十七年十月十八日

- 一、四斗八升定米大多ひ 有坪大門の西四斗田也、小作近藤与助殿、公方ハ小作人より御納所なされ候也、近藤十郎兵衛殿より給置也、文書有

天文十五年十月十日

- 一、百文 畠方成 荒尾 有坪半 道はた也、南宮領也
小作則不破之専光坊御子息幸千代殿 御はつをのために、永ミ給置候、専光坊より文書有

天文十八年十一月廿六日

- 一、参百文 定錢成也 大多ひ 小作近藤十郎兵衛殿、同此かたより永ミ一貫三百文ニ給置候、文書有

天文十九年十月廿八日

- 一、五貫文、永ミ太神宮御寄進也、小作人ハ飯沼新太郎殿、同善讚入道殿兩人より年貢給候、飯沼助兵衛殿御寄進、御寄進状有

- 一、六斗代 但定米五斗つ、に申定候 荒尾 有坪神領成、公方ハ小作人より御さはき也

直錢八百文ニ永代不破専光坊より給置候、則小作もせんくわう坊也、文状有

天文廿一年 水のへ 十一月十九日

- 一、二百文 但此内十疋ハいつも 有坪井河より東を御佳例之御初穂也 定錢也 荒尾 三百文成永ミ給置候

是ハ不破掃部殿へ御米かし申候て御納所なく候により、御子息彦太郎殿より、此分永ミ給置候也、三百文成ニ候へハ、十疋ハ公方錢もなく候、小作同彦太郎殿 文状有

天文廿一年 水のへ 十一月十九日

一、高橋 有坪ハ出口大かいとの東、此内四俵ハ年貢公方成ニひけ候て、
定米四俵つ、納可申候、則小作人高橋八郎兵衛殿也

直錢五貫三百五十文ニ買申候 文書有

弘治二年十一月晦日

一、七俵式斗納 在坪者赤坂上之郷内川西ミたけの下、西南ハミそ、東
ハ鹿取、彦兵衛殿引得 北ハ地藏領分也

但公方年貢老貫七百卅文宛納所申候て此分之直錢三貫
六百文ニかい申候、高橋八郎兵衛殿より 文書有

弘治三年十一月十四日

新代養徳園本振葛尾大元也
細下ハ侍供園同ニ書キ申

一 赤坂上ノ郷内川西ミたけノ下ノ東ノ西南ハミソノ東ノ北ハ鹿取ノ彦兵衛殿引得ノ北ハ地藏領分也

一 公方年貢老貫七百卅文宛納所申候て此分之直錢三貫六百文ニかい申候、高橋八郎兵衛殿より 文書有

弘治三年十一月十四日

一 赤坂上ノ郷内川西ミたけノ下ノ東ノ西南ハミソノ東ノ北ハ鹿取ノ彦兵衛殿引得ノ北ハ地藏領分也

一 公方年貢老貫七百卅文宛納所申候て此分之直錢三貫六百文ニかい申候、高橋八郎兵衛殿より 文書有

弘治三年十一月十四日

一 赤坂上ノ郷内川西ミたけノ下ノ東ノ西南ハミソノ東ノ北ハ鹿取ノ彦兵衛殿引得ノ北ハ地藏領分也

一 公方年貢老貫七百卅文宛納所申候て此分之直錢三貫六百文ニかい申候、高橋八郎兵衛殿より 文書有

弘治三年十一月十四日

一 赤坂上ノ郷内川西ミたけノ下ノ東ノ西南ハミソノ東ノ北ハ鹿取ノ彦兵衛殿引得ノ北ハ地藏領分也

一 公方年貢老貫七百卅文宛納所申候て此分之直錢三貫六百文ニかい申候、高橋八郎兵衛殿より 文書有

弘治三年十一月十四日

一 赤坂上ノ郷内川西ミたけノ下ノ東ノ西南ハミソノ東ノ北ハ鹿取ノ彦兵衛殿引得ノ北ハ地藏領分也

一 公方年貢老貫七百卅文宛納所申候て此分之直錢三貫六百文ニかい申候、高橋八郎兵衛殿より 文書有

弘治三年十一月十四日

一 赤坂上ノ郷内川西ミたけノ下ノ東ノ西南ハミソノ東ノ北ハ鹿取ノ彦兵衛殿引得ノ北ハ地藏領分也

一 公方年貢老貫七百卅文宛納所申候て此分之直錢三貫六百文ニかい申候、高橋八郎兵衛殿より 文書有

弘治三年十一月十四日

一 赤坂上ノ郷内川西ミたけノ下ノ東ノ西南ハミソノ東ノ北ハ鹿取ノ彦兵衛殿引得ノ北ハ地藏領分也

一 公方年貢老貫七百卅文宛納所申候て此分之直錢三貫六百文ニかい申候、高橋八郎兵衛殿より 文書有

弘治三年十一月十四日

一 赤坂上ノ郷内川西ミたけノ下ノ東ノ西南ハミソノ東ノ北ハ鹿取ノ彦兵衛殿引得ノ北ハ地藏領分也

一 公方年貢老貫七百卅文宛納所申候て此分之直錢三貫六百文ニかい申候、高橋八郎兵衛殿より 文書有

弘治三年十一月十四日

一 赤坂上ノ郷内川西ミたけノ下ノ東ノ西南ハミソノ東ノ北ハ鹿取ノ彦兵衛殿引得ノ北ハ地藏領分也

一 公方年貢老貫七百卅文宛納所申候て此分之直錢三貫六百文ニかい申候、高橋八郎兵衛殿より 文書有

弘治三年十一月十四日

1-12 飯沼源左衛門書状(切紙) 一九・三cm×三六・六cm

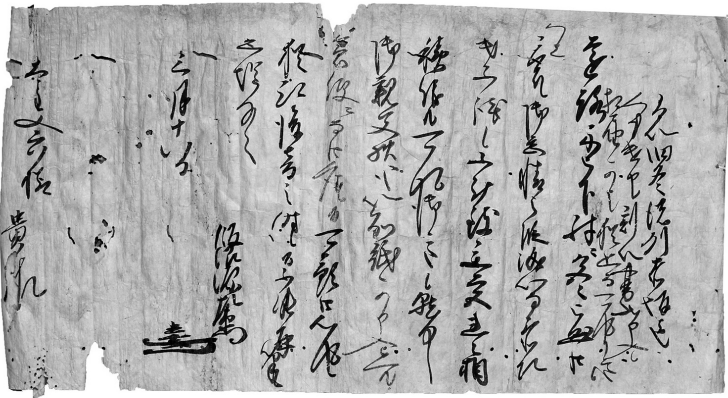
尚以、旧冬濃州赤坂迄、人を遣申候刻、以書状申入候、相届可申候
猶近日可得御意候、以上

遠路示被下、殊二色々被懸御意候、御懇情之段、誠以而忝次第不浅候、不斗致参
宮、連々相積儀共、可得御意候、就中、御親父様へも以別紙、可申入候へ共、急
便二而御座候間、可預御心得候、猶期後音之時候間、不能詳筆候、恐惶謹言

三月十八日

大主又六様
貴報

飯沼源左衛門
直(花押)



「大主家文書」について(千枝)

(ちえだ だいし・皇學館大学研究開発推進センター助教・学芸員)